## 仙台市自転車の安全な利活用推進協議会設置要綱

(令和4年1月18日 市長決裁)

(目的及び設置)

第1条 本市における自転車施策に関する基本的な方針等を定める計画(以下「計画」という。)の策定及び計画に基づく個別の施策の実施に当たり,有識者等の意見を反映させ, もって本市における自転車の安全な利活用の推進を図るため,仙台市自転車の安全な利活用推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。
  - (1) 計画の策定に関する事項
  - (2) 計画に基づく個別の施策の実施に関する事項
  - (3) その他本市における自転車施策に関する事項

#### (組織)

- 第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験者、関係団体、関係機関又は市の職員その他市長が適当と認める者 のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 3 協議会には、必要に応じオブザーバーを置くことができるものとする。

## (委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

# (会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議等)

- 第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 オンライン会議システム (映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しな がら通話をすることができるシステムをいう。)を利用した会議への出席は,前項の規定 による出席に含めるものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民局生活安全安心部自転車交通安全課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年1月18日から実施する。